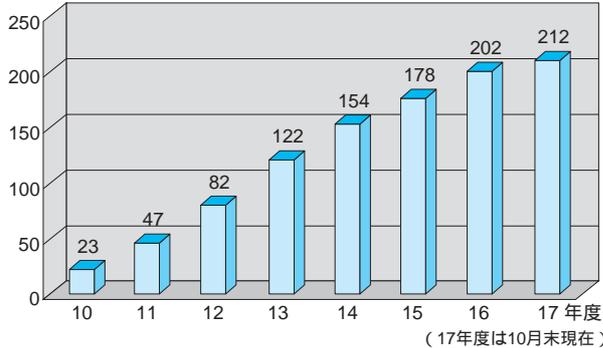


第2節 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

1 環境マネジメントシステム【環境政策課】

(1) 県内の環境マネジメントシステムをめぐる動向  
 県内事業所等のISO14001認証取得件数は、平成17年10月末現在で212件となっており、経年的に取得件数が増加しています。

図3-5-15 県内のISO14001認証取得件数



また、中小零細企業等を対象とした簡易な環境マネジメントシステムとして、エコアクション21があります。平成16年10月から、「エコアクション21ガイドライン」に基づき、このシステムの認証制度の運用が開始されました。県内においても、エコアクション21地域事務局が平成17年4月に福井市内に開設し、認証・登録などの事務を行っています。

このほかに福井市、越前市および鯖江市が簡易版の環境マネジメントシステム制度を創設して運用しています。

(2) 福井県庁環境マネジメントシステム

県では、環境に配慮した社会経済システムの構築を推進するため、平成12年4月に本庁舎等において環境マネジメントシステムの運用を開始し、同年11月にISO14001の認証を取得しました。さらに、平成15年11月には出先機関等に対象を拡大して認証を更新し、県自らの活動および施策の策定・実施に伴う環境負荷の低減に努めてきました。

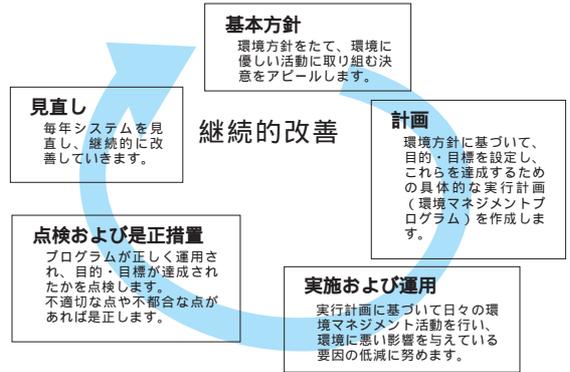
県庁環境マネジメントシステムの取組み結果は、平成16年度の151の目標について、取組みのなかった11目標を除きすべて達成しました。また、エコオフィス活動における運用結果は表3-5-16のとおりです。

今後は、環境改善活動の一層の充実を図るために、本県の行政機構にふさわしい効率的な環境マネジメントシステムを検討していきます。

コラム 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて継続的に取り組むための体制や手続などをいいます。

ISO14001とは、環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際規格です。



基本的な構造はPDCAサイクルと呼ばれ、方針・計画（Plan）、実施および運用（Do）、点検および是正措置（Check）、見直し（Act）というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントシステムを継続的に改善していくものです。

環境方針

- 基本理念
 

美しい緑と清らかな水に恵まれたふるさと福井の環境は、郷土の人々が長い年月にわたって大切に守り育ててきたものであり、将来の世代へ引き継ぐべき貴重な財産です。

しかしながら、資源とエネルギーの大量消費に支えられた今日の私たちの生活や事業活動は、廃棄物の増大や化学物質による環境汚染を引き起こすとともに、地球温暖化やオゾン層破壊など地球全体の環境に大きな影響を及ぼすようになっていきます。

恵み豊かな地域、さらには生きるものすべての生存の基盤である地球の環境を守っていくことは、現在の私たちに課せられた重大な責務であり、このため、これまでの生活様式や社会経済システムを改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することにより、「循環と共生を基調に環境と調和した『環境立県 福井』の実現」を目指します。
- 基本方針
 

基本理念を念頭に、県自らの活動による環境負荷の低減に努めるため、また、行政として環境の保全と創造に関する施策を着実に推進するため、環境マネジメントシステムを構築し、次の取組みを率先して推進します。

  - 資源の循環
  - 環境関連産業の創造と振興
  - 地球環境の保全
  - 自然との共生
  - 環境意識の醸成

以上の取組みについて、環境目的・目標を定め、その実現を図り、定期的に見直すことにより、継続的な改善を進めます。

環境関連法令、協定およびその他の合意事項を遵守するとともに、環境汚染の未然防止を図ります。

この環境方針を全職員に周知徹底するとともに、広く公表します。

平成15年4月23日

福井県知事 西川 一 誠

表3-5-16 エコオフィス活動に係る実績

項目	平成15年度実績	平成16年度	
		実績	対前年比
複写用紙使用量	238.1 (t)	257.7 (t)	8.2%増加
水使用量	2,096.9 (千m <sup>3</sup> )	1,816.9 (千m <sup>3</sup> )	13.4%削減
電気使用量	64,738.8 (千kWh)	66,610.5 (千kWh)	2.9%増加
灯油使用量	2,114.5 (kℓ)	2,173.3 (kℓ)	2.8%増加
公用車に係る燃料使用量 (ガソリン・軽油)	718.4 (kℓ)	754.5 (kℓ)	5.0%増加
可燃ごみ排出量	2,504.4 (kg/日)	2,462.6 (kg/日)	1.7%削減
不燃ごみの排出量	496.0 (kg/日)	447.3 (kg/日)	9.8%削減

(注) 対象範囲：本庁、出先機関および教育機関（県立大学、県立病院、警察等を除く。）

### (3) 県内事業者等へのISO14001認証取得の支援

県内事業者等へのISO14001の認証取得を促進するため、ISO14001基礎講座を平成15年度に続き、平成16年度においても3回開催しました。この結果、平成17年10月末現在17事業所が認証取得し、7事業所がシステムの構築または運用を開始しています。

また、環境アドバイザーおよび中小企業アドバイザーの派遣や認証取得経費への低利融資を行っています。

### (4) 福井県環境ISOネットワーク

県内のISO14001の認証を取得した事業所等で構成する福井県環境ISOネットワーク（FEISON：Fukui Environmental ISO Network）は平成13年11月に設立され、このネットワークの活動により、幅広い情報の交換や効果的な研修等を通して資質の向上を図り、環境改善に向けたより一層の取組みを推進しています。

平成17年10月末現在124会員で、平成16年度は研修会、情報交換会の開催やFEISONニュース、情報紙の発行等を行いました。

## 2 環境影響評価【環境政策課】

### (1) 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）は、事業者が、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業等の計画や実施に当たり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測および評価を行うとともに、その結果を公表して、自治体や県民等の意見を聴いた上で、環境の保全に

ついて適正な配慮を講じようとするものであり、環境汚染の未然防止のための重要かつ有効な手段です。

国においては、環境影響評価法などに基づいて、本県では、法対象外事業や事後調査手続を追加した「福井県環境影響評価条例」により、十分な環境配慮が必要な大規模事業について、環境面から、事業者の適切な対応を誘導することとしています。

(2) 環境影響評価の実施状況

近年、環境影響評価法や条例に基づく審査はありませんが、「公有水面埋立法」などの個別法に基づく環境影響評価について審査指導を行っています。

表3-5-17 環境影響評価等審査件数の推移

年 度		12	13	14	15	16
環境影響 評価法	鉄道	1				
	発電所	1	1			
個別法	公有水面埋立	5	3	7	2	4
合 計		7	4	7	2	4

(3) 環境影響評価に関する情報の提供

環境影響評価に関する制度やこれまでに実施された環境影響評価事例に関する情報などを、県の環境情報に関するホームページ「みどりネット」を通じて提供しています。

(URL <http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess>)

3 環境保全の事前審査【環境政策課】

許認可等において、県が関与する様々な手続きに際して、環境保全の観点から必要な調整を実施しています。また、各種事業等の実施の基盤となる計画策定などに際しても、環境の保全の観点から事前審査を行っています。

(1) 許認可等に際しての環境配慮

国土利用計画法に基づく土地売買等の届出や森林法に基づく林地開発の許可など、県が関与する許認可等の手続きに際しては、環境に配慮した事業の実施が行われるように行政指導を行うなど、必要な調整を行っています。

(2) 計画策定等に係る環境配慮

県環境基本条例第10条では、県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものと規定しています。

このため、県では、土地利用基本計画や都市計画等の策定・実施などに当たっては、環境の保全の見地からの配慮が行われるよう必要な調整を行っています。

表3-5-18 許認可等および計画策定等に際しての環境配慮の調整件数（平成16年度）

許認可等に際しての 環境配慮	・国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る事前協議	17
	・森林法に基づく林地開発許可申請・連絡調整に係る事前協議	1
	・廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置届出等に係る事前協議	5
	・採石法に基づく岩石採取計画認可申請に係る事前協議	6
	・砂利採取法に基づく砂利採取・洗浄計画等認可申請に係る事前協議	32
	・温泉法に基づく温泉掘さく・温泉動力装置許可申請に係る事前協議	5
	・大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る事前協議	15
小 計		81
計画策定等に係る 環境配慮	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業計画に係る事前協議	1
	小 計	2
合 計		82

#### 4 公害防止協定【環境政策課】

公害防止協定は、地域の状況や個別事業所の操業内容に応じたきめ細かい環境保全対策を盛り込むことができ、法律や条例による一律的な規制を補完するものとして有効な手段です。

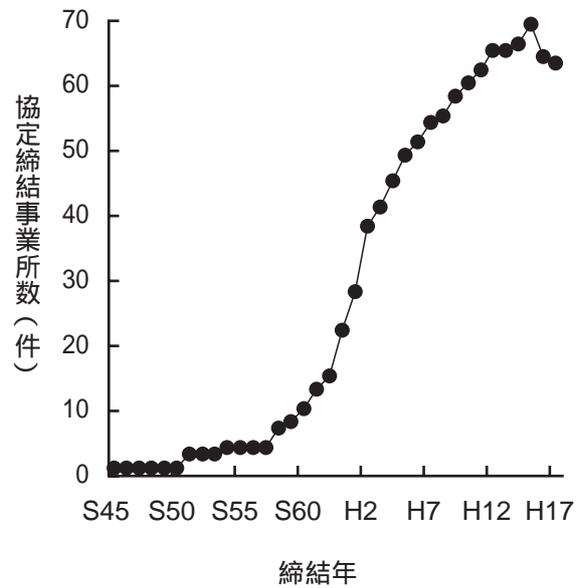
県では、県が造成し、維持管理する工業団地であるテクノポート福井に立地する事業所または広範囲な地域に環境影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、公害防止協定の締結を進めています。

協定では、事業所の操業形態等に応じた公害防止対策を規定するとともに、立入調査や公開の原則、住民に損害を与えた場合の無過失損害賠償責任についても規定を設け、公害防止対策の実効性の担保などを図っています。

公害防止協定を締結している事業所数は昭和60年頃から増加しており、平成17年10月末現在で計63事業所となっています。

また、多くの市町村においても、公害防止協定や環境保全協定を締結しており、その件数は、平成17年3月末現在、18市町村420件となっています。

図3-5-19 公害防止協定締結事業所数の推移



#### 5 土地利用の適正化

##### (1) 土地利用の現況【土木管理課】

平成16年度に実施した土地利用現況把握調査の結果では、平成15年の県土の利用状況は、森林74.6%、農用地10.2%、宅地4.3%です。

宅地、道路、その他を除いた自然的土地利用が県土の約88%を占めていますが、その面積は年々減少しています。

図3-5-20 自然的土地利用面積の対県土面積割合推移(%)

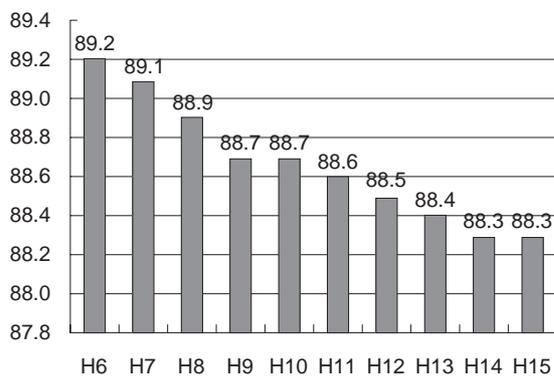
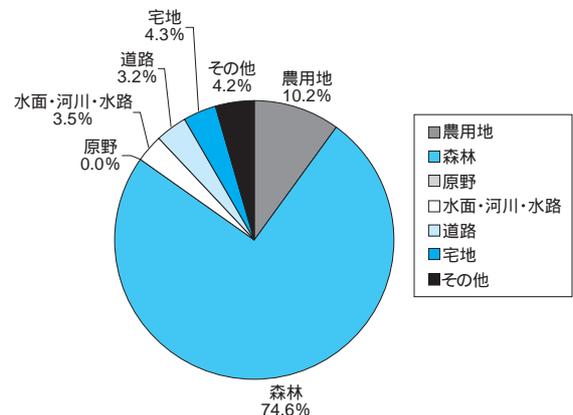


図3-5-21 県土の土地利用構成(平成15年)



(2) 国土利用計画および土地利用基本計画等

【土木管理課、農林水産振興課】

本県では、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法に基づき国土利用計画および土地利用基本計画を定め、また土地取引の規制、遊休土地の利用促進を行っています。

さらに、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全部等の法律に基づき、さまざまな土地利用計画が定められ、土地利用規制が行われています。

国土利用計画

国土利用計画は、国、県および市町村が長期的な視点に立って、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念に策定しています。

本県では、平成10年3月に平成22年を目標年次とする福井県国土利用計画（第3次計画）を策定しました。

土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画（都道府県計画）を基本とし、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域の5地域について土地利用の原則、5地域が重複する場合の調整指導方針など、土地利用の調整等に関する事項を定めるものです。この計画では、都市地域や自然保全地域の特別地区が重複する場合は、自然環境としての保全を優先するなど、自然環境の保全にも配慮しています。

本県では、昭和50年5月に福井県土地利用基本計画を策定し、その後、毎年、変更しています。

平成16年度においても福井県土地利用基本計画の変更を行っています。変更内容として、農業地域と都市地域が重複した地域のうち、総合的な農業振興を図る必要がなくなった地域について、農業地域を11ha縮小しました。また、森林地域のうち、現況が森林でないため森林としての利用・保全が必要でなくなった地域について、森林地域を6ha縮小しました。

土地取引の規制

地価の急激な上昇等に対する適切な措置を講じるため、土地取引を規制する制度として注視区域

制度、監視区域制度および規制区域制度が設けられています。本県では、現在これらに該当する区域はありません。

また、一定規模（市街化区域2,000m<sup>2</sup>、その他の都市計画区域5,000m<sup>2</sup>、都市計画区域外10,000m<sup>2</sup>）以上の土地取引について、土地の取得者は、契約締結後2週間以内に利用目的等を知事に届け出なければならないことになっています。これを事後届出制度といいます。この制度では、知事は、届出のあった土地の利用目的を審査し、公表されている土地利用計画に適合しない場合や、著しい支障があると認められる場合は、土地の利用目的について必要な変更を行うことを勧告することができます。

平成16年度は58件の届出があり、市町村別では福井市が最も多く21件、次いで春江町が18件でした。利用目的別では、住宅地20件、商業施設22件、その他（資産保有など）が16件となっています。地目別では、田畑13件、宅地32件などでした。

遊休土地の利用促進

事後届出をした土地の所有者などが、取得後2年以上その土地を未利用のまま放置した場合に、有効な土地利用が必要と認められたときは知事はその土地を遊休土地である旨を通知します。これを遊休土地制度といいます。この制度では、所有者に積極的な活用を求めるため、所有者に土地の利用処分計画の届出をさせるほか、土地の有効かつ適正な利用に必要な場合は土地利用審査会の意見を聴いて必要な措置の勧告を行い、勧告に従わないときはその土地の買取りの協議を行います。なお、平成16年度は、遊休土地はありませんでした。

大規模土地取得等の事前協議

事後届出が必要な土地取得のうち、大規模な土地取得（2ha以上の宅地開発または10ha以上のゴルフ場、スキー場、遊園地等のレクリエーション施設等の土地取得）を行う場合は、福井県土地利用指導要綱に基づき、土地取得者に対し契約締結前に知事との事前協議を求めています。なお、平成16年度は、大規模な土地取得はなく、事前協議はありませんでした。

農業振興地域の整備に関する法律および農地法に基づく規制

各市町村の農業振興地域整備計画で、農業生産基盤整備事業が施工された土地等を農用地区域として位置づけ、優良農地の維持・保全を図っています。

また、農地法では、農地を農地以外のものにする場合、知事または農林水産大臣の許可が必要ですが、農用地区域や集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地については、許可できないこととされており、これらにより優良農地の確保を図っています。

地価調査の実施

一般の土地取引などの価格の指標とするため、昭和50年から地価調査を実施しています。

平成16年度は、7月1日を基準日として、基準地255地点を調査しました。その結果、平均変動率は前年度と比較して全用途で 5.7%となり、住宅地は 4.5%、商業地は 7.4%と、下落傾向で推移しました。

土地月間における広報活動の実施

土地関係施策等についての県民の関心を高め、その理解を深めるため、土地月間（10月）にポスター、パンフレット、冊子の配布などを行いました。

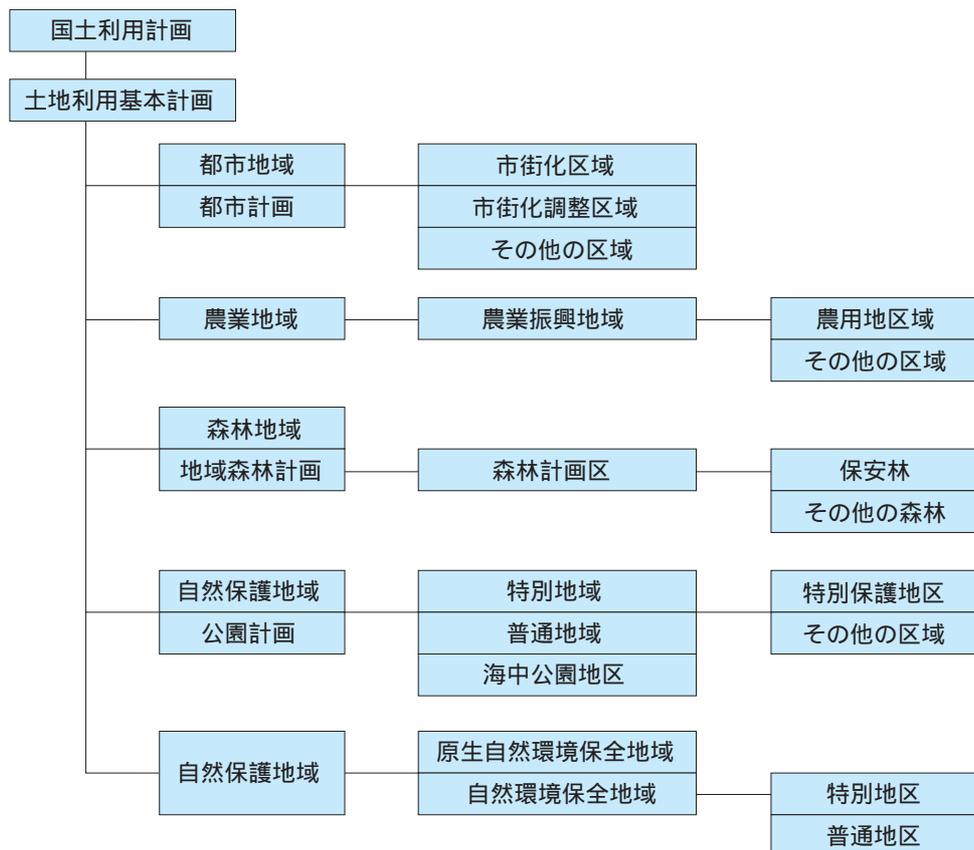
平成17年度の実施状況

平成17年度上半期における事後届出の件数は17件で、市町村別では、福井市5件、敦賀市5件などとなっています。

利用目的別では住宅地目的が目的が最も多く6件で、地目別届出では田が7件となっています。また、平成17年度の地価調査の結果では、前年度と比較して全用途では 5.6%、住宅地 4.7%、商業地 7.1%と引き続き下落傾向ですが、住宅地を除き下落幅をやや縮小しました。

土地月間（10月）では、広く土地政策に対する理解と協力をお願いするとともに、無届になりがちな事後届出の必要性などの普及啓発活動を行いました。

図3-5-22 土地利用計画の概要図



## (3) 都市計画【都市計画課】

都市計画は、都市内の限られた土地資源を建築敷地、基盤施設用地、緑地等に適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保しようとするものです。

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであり、本来的に長期的な見通しをもって定められる必要があることなどから、あらかじめ長期的な視点に立った都市・地域の将来像やその実現に向けた大きな道筋（土地利用、市街地整備、自然的環境の保全等）を示す都市計画マスタープランが策定されています。

都市計画マスタープランには、都市計画区域<sup>\*1</sup>を対象として広域的・根幹的な都市計画に関する事項を県が定める「整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）<sup>\*2</sup>と、都市計画区域マスタープランに即して、市町村域を対象として地域に密着した都市計画に関する事項を市町村が定める「市町村都市計画マスタープラン」<sup>\*3</sup>があり、これらの都市計画マスタープランの適切な役割分担・相互連携により一体的な都市づくりのビジョンが形成されています。

福井県においては、人口の減少、少子高齢化、財政の硬直化、環境問題の顕在化等社会経済情勢が大きく転換し、これまでの急速に都市が拡大する都市化の時代から安定・成熟した都市型社会に移行していく中、より質の高い生活環境を形成し、都市の賑わいやうるおいを維持・創出していくために、自然環境・歴史・文化等の地域の個性を守り活かした「魅力的な都市」、環境・経済・社会的に持続可能な「コンパクトな都市」を目指して都市づくりを進めていくことが、都市計画区域マスタープランの中で示されています。

これら都市計画マスタープランに即して各種都市計画制度が活用されています。

まず、都市計画区域は、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るために、既成市街地や計画的に市街地整備を促進する「市街化区域」と農地や里山等からなり市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分することができます。この区域区分は、福井都市計画区域に適用されています。

次に、市街地は、用途の異なる建築物の混在により、居住環境が悪化し、また商業や工業等の利便性が低下しないよう建築物の用途や形態をコントロールするために、住居・商業・工業系の12種類の用途地域に区分することができます。この用途地域は、都市計画区域を有する19市町すべてに適用されています。また、その他用途地域を補完する地域地区として、特別用途地区<sup>\*4</sup>、防火地域<sup>\*5</sup>および風致地区等を適用することができます。

さらに、地区レベルでは、地区の特性を活かした市街地環境の維持・形成を図るために、建築物の用途や形態および区画道路や公園等の地区施設の配置・規模等に関するルールを規定し、これに基づいて開発行為や建築物の建築をコントロール（届出・勧告）する地区計画を適用することができます。この地区計画は、5市3町の24地区で適用されています。

（数字は平成17年9月末時点のもの）

<sup>\*1</sup>都市計画区域：人口や産業が集積している市街地を含み、一体の都市として土地利用コントロール、市街地の整備および自然的環境の保全を図っていく区域であり、本県では11区域が指定されています。

<sup>\*2</sup>都市計画区域マスタープラン：すべての都市計画区域で、平成16年5月に策定されています。

<sup>\*3</sup>市町村都市計画マスタープラン：7市4町で策定されています。

<sup>\*4</sup>特別用途地区：地域の実態に応じてきめ細やかに用途をコントロールするために、用途規制をさらに規制または緩和する制度です。本県では1市4町で6地区定められています。

<sup>\*5</sup>防火地域：市街地における火災の危険を防除するために、防火性能の高い建築物の建築を義務付ける制度です。本県では防火地域が4市、準防火地域が7市1町で定められています。

6 県民・団体等との連携の強化【環境政策課】

(1) 環境ふくい推進協議会

環境保全活動を推進していくためには、県民、団体、事業者、行政がお互いに協力し合い、取り組んでいくことが重要です。

このため、県では、県民、団体、事業者で構成する環境保全ネットワーク「環境ふくい推進協議会」の運営を支援し、情報紙の発行やシンポジウムの開催などを通じ、環境保全に関する意識の啓発を図ってきました。

環境ふくい推進協議会は、環境保全に取り組む人々の自発的な活動の推進母体として、平成6年10月に設立された団体です。協議会では、環境保全活動の輪を広げるための様々な事業を展開しています。

環境ふくい推進協議会会員数(平成17年3月末現在)	
企業会員	125社
団体会員	84団体
個人会員	1,214人

また、県内には、環境保全を目的として活動している団体や活動の一部で環境問題に取り組んでいる団体など、各種各様の自主的な取組みがなされており、NPO法人格の取得も進んでいます。福井県で認証を受けたNPO法人のうち、活動分野に「環境の保全を図る活動」を含む法人は、平成17年3月末現在137団体中46団体で、割合にすると34%になります。

表3-5-23 環境ふくい推進協議会の主な取組み

主な取組み	16年度	17年度
環境活動リーダー育成講座	基礎講座(3回) 「アイスブレイキング」・「福井県の環境の概況」 「水生生物による水質調査」・「NPOの組織づくり」 「エコライフ」・「環境教育プログラム体験」 応用講座(3回) 「環境教育プログラム活用方法」 「インタ-プリテーション」 「グループ活動の企画」	基礎講座(3回) 「ねらいの共有化」・「福井県の環境の概況」 「地域における環境実態調査」 「生命のつながり」・「NPOのつながり」 応用講座(3回) 「環境保全活動の実体験」 「プロジェクトウエットエドューケーター講習会」 「グループ活動の企画」
環境パートナーシップ交流会	「地域環境保全活動」 「環境学習」 「エコライフ」	(平成18年2月開催予定)
ふくい環境シンポジウム	地球温暖化 「災害から地球温暖化を考える」	地球温暖化 「カラダで感じる環境とエネルギー」
情報紙「みんなのかんきょう」の発行	39号：地球温暖化 40号：食品廃棄物 41号：森林との共生 42号：環境教育(街路樹)	43号：地球温暖化 44号：アスベスト問題 45号：外来生物問題



環境活動リーダー育成講座「ピオトップづくり」



ふくい環境シンポジウム「自転車発電」

(2) 環境に関する表彰

県では、地域で様々な環境活動を行っている個人や団体の努力に報いるため、また、今後の活動の励みとしていただくため、積極的に各種表彰制度に推薦しています。

また、応募形式による表彰制度についても、対象者等に情報提供などを行っています。

平成16年度において表彰を受けた個人や団体等は、表3-5-25のとおりです。

表3-5-24 環境に関して表彰を受けた個人・団体（平成16年度）

表彰名	目的等	表彰者	被表彰者
地域環境保全功労者表彰	地域環境保全の推進のため、多年にわたり、顕著な功績のあった者を表彰	環境大臣	御嶽 義視（越前町）
水環境保全功労者表彰	水環境の保全に関し、顕著な功績のあった者を表彰	環境省環境管理局水環境部長	福田 恵美子（越前市） 牧谷川の水を飲む会（南越前町）
県政功労者知事表彰	地方自治の振興、社会福祉、産業、教育、文化などの発展に貢献し、その功績が顕著であった者を表彰	福井県知事	織田 喜一（福井市）
県民社会貢献活動功労者知事表彰	社会貢献活動を長年継続して行い、顕著な功績のあった者を表彰	福井県知事	津郷 勇（越前市）
県民社会貢献活動知事表彰（奨励賞）	県民社会貢献活動のうち、特に優れた活動や先駆的な活動をした者を表彰	福井県知事	山田 健次郎（福井市） 吉川 正信（福井市） 協友会（大野市） 北潟湖岸を美しくする会（あわら市） 窪田 利秋（春江町）
自然公園指導員表彰	自然公園の保護とその適正な利用の推進に顕著な功績のあった者を表彰	環境省自然環境局長	杉谷 長昭（小浜市）
自然歩道関係功労者表彰	自然歩道の維持管理や適正利用等に顕著な功績のあった者を表彰	環境省自然環境局長	吉川ふるさとづくり推進協議会（鯖江市）
愛鳥週間野生生物保護功労者表彰	野生生物保護のための普及・啓発・宣伝、生態調査・研究等の活動を実践した個人、学校、団体、県職員等を表彰	財団法人日本鳥類保護連盟	若狭町立明倫小学校 竜田 龍三郎（福井市）
日本水大賞奨励賞	水循環の健全化を図る上で、活動内容が幅広くかつ社会貢献度が高く特に優れたものを表彰	日本水大賞委員会	田倉川と暮らしの会（南越前町）
環境美化教育優良校等表彰	環境美化に独創的、熱心に取り組み、食品容器の散乱防止やリサイクルの実践教育に優秀な成果のあった小、中学校を表彰	社団法人食品容器環境美化協会会長	美浜町美浜北小学校 三国町三国中学校
環境美化実践優良市民団体表彰	地域において自発的な美化活動の実践を長年にわたり実施し、優秀な成果のあった市民団体を表彰	社団法人食品容器環境美化協会会長	荒川を美しくする会
環境ふくい推進協議会会長表彰	環境保全活動に関し、地道にたゆまぬ努力を続けている個人、団体、学校、企業で、その活動が賞賛に値する者を表彰	環境ふくい推進協議会会長	小林 則夫（勝山市） 山田 儀一（鯖江市） 大連寺川を美しくする会（勝山市） 北友会（勝山市） 越前町立四ヶ浦小学校緑の少年団 越前町立萩野小学校 福井市鷹巣小中学校、幼稚園 福井市栗小中学校 若狭町立梅の里小学校 若狭町立気山小学校 株式会社鯖江村田製作所

グリーン購入大賞 (中小事業者部門)	グリーン購入に関連して、特に優れた取組みを行う団体を表彰	グリーン購入ネットワーク	清川メッキ工業株式会社
関西エコオフィス大賞	「関西エコオフィス宣言」事業所の中で、特に優れた取組みを行っているオフィスを顕彰	関西広域連携協議会	福井県民生活協同組合
環境コミュニケーション大賞 (環境報告優秀賞)	優れた環境報告等やテレビ環境コマーシャルを表彰	財団法人地球・人間環境フォーラム	株式会社リコー福井事業所
環境報告書賞 (サイトレポート賞)	優れた環境報告等やテレビ環境コマーシャルを表彰	東洋経済新報社、グリーンリポーター・フォーラム	株式会社リコー福井事業所

### 7 広域連携【環境政策課】

地球温暖化など地域を越えた環境問題や、生活排水による水質の悪化など地域が抱える共通の環境問題に対応していくためには、県域を越えた広域的な取組みが重要です。

本県でも、以下のような広域的な取組みを実施しており、今後も連携を強化し積極的に推進していきます。

#### (1) 関西広域連携協議会

本県を含む関西の2府7県3政令市（京都府、大阪府、福井県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市）および経済団体が構成する「関西広域連携協議会（KCC）」においても、平成11年度から環境分野における交流連携を推進しています。

関西エコオフィス宣言（平成15年度～）

夏のエコスタイルキャンペーン（平成11年度～）  
など

#### (2) 北陸環境共生会議

富山、石川、福井県および北陸経済連合会は、平成14年12月に「北陸環境共生会議」を設立し、広域的な視点から環境問題に取り組んでいます。

北陸3県リサイクル製品の普及拡大（リーフレットの作成・配布、各県環境フェアでの展示等）  
総合シンポジウムの開催（H17.2.16富山県で開催、平成17年度は本県で開催予定）

「環境と経済の統合」に関する勉強会の開催など



(URL <http://www.kansai.gr.jp/kc/index.asp>)

(3) 日本まんなか共和国

福井、岐阜、三重、滋賀の4県は、平成12年度から「日本まんなか共和国」として、環境教育、廃棄物対策、共同研究などの交流連携を推進しています。

子ども環境会議の開催

- ・開催日 平成17年7月28日～29日
- ・場所 三重県四日市市 ほか
- ・参加者 4県の小学5、6年生114名

(本県からは、福井市酒生小学校、鯖江市立待小学校、小浜市遠敷小学校が参加)

グリーン購入の共同取組み

- ・びわ湖環境ビジネスメッセでの4県共同ブース出展(平成17年10月19日～21日、滋賀県長浜市)
- ・廃棄物運搬車の県境路上検査の共同実施
- ・環境に関する共同研究(テーマ:大気中粒子状物質に関する共同研究) など

コラム びわ湖環境ビジネスメッセでの4県共同ブース出展

平成17年10月19日～21日に滋賀県立長浜ドームにおいて、びわ湖環境ビジネスメッセ2005が開催され、日本まんなか共和国におけるグリーン購入の共同取組みのひとつとして、4県が共同で出展しました。

びわ湖環境ビジネスメッセは、「環境と経済の両立をめざして」をテーマに産学官が連携して、環境にやさしい製品・技術などを一堂に集め、環境ビジネスに関する最新情報を提供することで、ビジネスチャンスを拡大する環境産業見本市です。

日本まんなか共和国ブースでは、日本まんなか共和国の紹介パネルの展示やグリーン購入の普及度合いを客観的に評価する「グリーン購入ポイント測定アンケート」を実施し、回答者には各県のリサイクル認定製品などをプレゼントしました。

また、各県の展示スペースでは、グリーン購入の取組みやリサイクル認定製品を展示し、PRに努めました。その他、滋賀グリーン購入ネットワークが主催するスタンプラリーに参加しました。

また、当メッセには、県内からは、県工業技術センターをはじめ、数社の企業が出展し、環境に配慮した自社製品を熱心にPRしていました。

びわ湖環境ビジネスメッセ2005への3日間の来場者数は34,683人で、4県共同ブースにもたくさんの方が来場していただきました。



